

八戸市市営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託 仕様書（案）

- 1 業務名 八戸市市営住宅退去者滞納家賃等回収業務
- 2 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 業務内容
 - (1) 市営住宅から退去した者に係る滞納家賃、駐車場使用料（以下、「滞納家賃等」という。）のうち、回収不能に陥っている債権の回収を図る業務であり、具体的な事務の範囲は、下記のとおりである。
 - ア 退去滞納者及び連帯保証人（以下「退去滞納者等」という。）への滞納家賃等の催告
 - イ 退去滞納者等の住所や居所の調査
 - ウ 退去滞納者等に対する納付指導・納付相談
 - エ 退去滞納者等に関する情報の報告
 - (2) 市営住宅から退去した者に係る滞納家賃等を収納する業務（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条、第173条の2第1項）であり、具体的な事務の範囲は、下記のとおりである。
 - ア 退去滞納者等への領収書の発行
 - イ 収納した滞納家賃等の安全かつ確実な保管
 - ウ 収納した滞納家賃等の委託者への入金及び当該報告
 - (3) 上記(1)から(2)までに掲げるもののほか、企画提案競技において提案のあった業務
 - (4) 法的措置は、委託業務の対象外とする。
 - (5) この項に定めのない業務又は業務の内容等に疑義のある場合は、委託者と受託者とで協議して定める。
- 4 委託債権に係る情報の提供
 - (1) 委託者は、回収業務を委託する債権について、受託者が受託事務を行うために必要な情報を提供することとし、提供する具体的な情報は、次に掲げるものとする。
 - ア 退去滞納者等の氏名
 - イ 退去滞納者等の生年月日
 - ウ 退去滞納者等の性別
 - エ 退去滞納者等の現住所
 - オ 退去滞納者等の滞納額及びその内訳等
 - カ その他受託者が受託事務を行うために必要であると委託者が認めた情報
 - (2) 前号の情報は、通常は電子データで提供するものとし、電子データの形式や提供の方法は委託者が指示する方法によるものとする。
- 5 委託料
委託者は、以下の額に地方税及び地方消費税に相当する額を加えた額を委託料として、受託者に支払う。

- (1) 受託者に委託した滞納家賃等について、退去滞納者等から回収した金額及び受託者の納付勧奨により委託者が収納した金額に対し、成功報酬率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (2) 受託者は、毎月、収納した額に基づき、委託料を算出し、書面により委託者に請求するものとする。

6 業務の報告

- (1) 受託者は、退去滞納者等の支払状況及び退去滞納者等への対応内容について記録し、委託者へ毎月1回以上報告を行う。
- (2) 退去滞納者等の転居先が不明で受託者が調査しても判明しない債権、請求したが自己破産等により回収不能であることが判明した債権、又は時効の援用の申し出があった債権については、請求を中止し、委託者へ報告すること。
- (3) 退去滞納者等とのトラブル、苦情等については、随時報告を行うこと。

7 その他

本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度委託者と受託者が協議の上定めるものとする。